

選定の概要

1. 指定管理者制度について

指定管理者制度とは、公の施設（※）の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年に設けられた制度です。

本制度は、議会の議決を経て「指定」という行政処分により、公の施設の管理を民間事業者等に行わせることができるもので、仕様の範囲内で事業を行わせる業務委託とは異なり、自主性や独自性を発揮させやすいといった特徴があります。

※公の施設…住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設のこと。

2. 船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センターについて

市民ギャラリーは、市民の文化・芸術活動の成果を気軽に発表する場として、また、身近に芸術作品に親しめる場としての機能を有しています。4つの展示室と2つのホールを有しており、展示規模に応じて複数の部屋を一体で利用することや、可動式展示パネルを設置することで多様なレイアウトにフレキシブルに対応できる施設です。主に、絵画・写真・彫刻・陶芸等の展示を目的に利用されています。

茶華道センターは、茶道・華道・舞踊などの活動場所として市民にご利用いただくとともに、日本の伝統文化を普及・啓発していく拠点としての役割を担っています。茶道専用施設として格調高い雰囲気の本格的な茶室を3室有しているほか、舞台付きの和室も備えており、華道・日本舞踊・謡曲・着付け・囲碁・将棋など多様な目的でご利用いただいています。

施設名	市民ギャラリー	茶華道センター
所在地	船橋市本町2丁目1番1号 3階全フロア	船橋スクエア21 5階一部フロア
開設日	平成5年1月12日	
施設規模	1080.75 m ²	394.75 m ²
施設内容	展示室4室・ホール2室・ 倉庫・事務所	茶室3室（全室水屋付）、 和室3室（1室舞台付）

3. 選定委員会の役割について

市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者を、公平かつ適正に選定するために設置されたもので、有識者及び市職員の計6名で構成されています。

その役割は、選定委員会設置要綱第2条に次のとおり規定されています。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること
- (2) 指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること
- (3) その他、指定管理者候補者を選定するに当たり教育委員会が必要と認める事項

4. 令和5年度に選定委員会を開催する背景について

市民ギャラリー及び茶華道センターについては、第4期(令和3～7年度)指定管理者として、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社を指定していますが、令和6年4月1日に、同財団は公益財団法人船橋市公園協会に吸収合併されることとなりました。

指定管理者と締結する基本協定書では、「この協定(指定)によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」と定めており、これは、例えば、会社法等の法令に基づき、指定管理者が第三者に対し、すべての権利義務を承継する合併を行う場合であっても同様と整理されていることから、両施設の指定管理者をあらためて指定しなおす必要が生じました。

なお、今回のようなケースの場合、船橋市指定管理者制度ガイドラインでは「合併後存続する法人等が現指定管理者の施設の管理体制(基本協定の内容、事業計画、人員等)を維持することが確認できる場合は、現指定期間の残りの期間を指定期間とする限りにおいて、公募によらず合併後存続する法人等を候補者として選定することができることとします。」と規定されていることから、所要の確認を行った上で、指定管理者候補者の募集は非公募で行うこととしています。

5. 選定のスケジュールについて(想定)

内容	期間または期日
募集要項配布	令和5年9月11日
申請期間	令和5年9月11日～9月22日
書面審査の実施(第2回選定委員会)	令和5年10月上旬
書面審査の結果通知	令和5年10月上旬
面接審査の実施(第3回選定委員会)	令和5年10月中旬
面接審査の結果通知	令和5年10月中旬
指定議案の提出	令和5年11月下旬
協定書の協議	令和6年1月～3月
指定管理者業務開始	令和6年4月1日